

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

坂出市は香川県のほぼ中央に位置し、江戸時代から塩の積出港として商業を中心に栄えてきた街であり、現在も四国北東部の流通拠点として重要な役割を果たしている。人口は昭和50年（国勢調査）の67,624人をピークに減少の一途をたどっており、高齢化の進展も加わるなか、令和2年（国勢調査）においては、50,624人となっている。国立社会保障・人口問題研究所によると、2050年には35,075人と予測されており、令和2年対比で総人口が約69%となる見込みで、今後の産業衰退が危惧される。

一方、産業構造に目を向けると、令和3年の本市の事業所総数（経済センサス基礎調査）は、2,765事業所であり、産業ごとの主な従事比率については、第1次産業として農林水産業が1.6%、第2次産業としては建設業が9.9%、第3次産業としては製造業が9.5%、卸売業・小売業が22.1%、医療・福祉が8.5%、運輸業・郵便業が5.9%である。

加えて、産業別従業者比率については、総従業者数30,854人につき、第1次産業が1.9%、第2次産業が30%、第3次産業が68%となっており、主には第2次、3次産業が本市経済の主軸となっている。

また、令和7年2月のハローワーク坂出所管内における有効求人倍率は1.67倍となっており、令和元年度以降減少傾向となっているが、全国・県平均よりは高い水準となっており、一定の雇用力は維持していることが考えられる。

今後は坂出北インターチェンジのフルインター化やさぬき浜街道の4車線化が予定されており、これらが整備されれば、人や物の動きがさらに活発となり、引いては産業の発展に大きく寄与されることが予想される。

本市では「坂出市創業支援事業計画」を策定し、平成29年5月に国の認定を受けており、創業支援機関と連携して市内での起業を促し、新たな事業者を生み出すべく中小企業の増加を図っている。また、中小企業が果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関する基本理念等を定め、中小企業の振興に関する施策を推進し、もって地域経済の持続的発展と市民生活の向上に寄与することを目的として、「坂出市中小企業・小規模企業振興基本計画」を令和5年3月に策定した。

現在、本市の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面しているため、現状を放置すると長い歴史を経て形成された産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、坂出市の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、瀬戸内工業圏の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に20件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸小売業、医療福祉、運輸郵便業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、太陽光発電設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

本市の産業は、臨海エリア、平野部、駅周辺と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象地域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸小売業、医療福祉、運輸郵便業、建設業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間の末日については、国等の制度改正等に柔軟に対応するため、令和7年6月20日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものや、市税等を完納していないものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。